

令和6年度 化学物質管理強調月間

(期間：令和7年2月1日～同年2月28日)

厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を導入し、令和6年4月から施行しています。

新たな化学物質規制は、幅広い産業に適用されることから、この度、厚生労働省及び中央労働災害防止協会が主唱し、環境省の協力のもと、職場における化学物質管理の重要性に関する意識を高揚し、化学物質管理活動の定着を図るため、「化学物質管理強調月間」が創設されました。

令和6年度化学物質管理強調月間スローガン

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

■ 化学物質によってこのような労働災害が発生しています。

▶ ホテル内で清掃作業中、洗剤を混合したところ塩素ガス中毒にかかった。

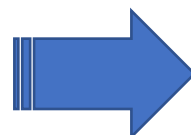


▶ 工場壁面の清掃作業中、次亜塩素酸ナトリウム水溶液が垂れて腕に付着し化学熱傷を負った。





出典：職場のあんぜんサイト(厚生労働省)

次ページの自主点検表(チェックリスト)を活用し、自社の取組状況を点検してみましょう。



化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

✓ が見つからない場合は、[解説](#) やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

<p>① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。</p> <p>令和6年4月1日時点のRA対象物はこちらのリストをご覧ください。</p> <p>また、令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。追加物質については、以下の一覧表を確認してください。</p> <p>労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質一覧</p> <p>R6. 4. 1 時点 </p> <p>R7, R8 追加分 </p>	
<p>② 化学物質管理者を選任していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。</p> <p>化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。</p> <p>化学物質管理者の選任については、以下のQ&Aの10ページに記載のNo. 2-1-1, 2-2-2をご確認ください。</p> <p>化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A</p> <p></p>	
<p>③ RAを実施していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。</p> <p>下のQ&Aも参照してください。</p> <p>Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。</p> <p>Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。</p> <p>厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。</p> <p>建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル</p> <p>Q&A  マニュアル </p>	

④ R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。	□
<p>解説 法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。</p> <p>下の Q&A も参照してください。</p> <p>Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。</p> <p>Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。</p> <p>③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の □ に ✓ をつけてください。</p>	
⑤ 安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。	□
<p>解説 化学物質を取り扱う労働者が常時 SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。</p> <p>下の Q&A も参照してください。</p> <p>Q15-1 入手した SDS を労働者に周知しなければならないか。</p> <p>Q15-2 ラベルや SDS の記載内容を労働者に教育する義務はあるか。</p>	
⑥ （保護具を使用している場合） 保護具着用管理責任者を選任していますか。	□
<p>解説 保護具着用管理責任者の選任については、以下の Q&A の 11 ページ以降に記載の No. 2-2-1, 2-2-2 をご確認ください。</p> <p>化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関する Q&A</p>	
⑦ （化学物質の譲渡・提供を行っている場合） ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。	□
<p>解説 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方に SDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。</p> <p>下の Q&A も参照してください。</p> <p>Q13-1 SDS はいつ交付しなければならないのか。</p> <p>Q13-2 ホームページで SDS を提供しても良いか。</p>	

化学物質管理強調月間の取組



事業者の実施事項

- (ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（SDS）等による危険有害性等の確認
- (イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- (ウ) ラベル表示・安全データシート（SDS）交付、リスクアセスメントの実施等
- (エ) 化学物質管理者の選任状況の確認
- (オ) 日常の化学物質管理の総点検
- (カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- (キ) スローガン等の掲示
- (ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- (ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

○化学物質管理強調月間特別イベント（厚生労働省）

【概要】化学物質管理の知見が必ずしも十分でない第三次産業や中小零細事業場を中心に、新たな化学物質規制を浸透させるため、東京（2/7）、大阪（2/20）で次の取組を実施します（詳細は厚労省HPで公表予定）。

①実務に役立つワークショップの開催

第三次産業（ビルメンテナンス・清掃業界及び外食産業等）での洗浄作業で使用される洗浄剤を例に、SDSを用いたリスクアセスメント（以下「RA」という。）の実施とその結果に基づくリスク低減措置について、実践的な講習を実施

②自律的管理に関するリスクコミュニケーションの開催

化学物質管理に関する有識者、業界関係者等を登壇者として、基調講演及び意見交換、事例紹介等を実施

○第21回「化学物質と環境に関する政策対話」（環境省）

【概要】化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けた提言を目指し、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体により化学物質と環境に関して意見交換を行い、合意形成を目指します。会場での一般傍聴やオンライン傍聴が可能です。【実施時期】令和7年2月7日

※1月中下旬に右記サイトで傍聴登録等の詳細を案内 <https://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/>

○化学物質アドバイザー派遣制度（環境省）

【概要】「化学物質アドバイザー」は、化学物質に関する専門知識や、化学物質についての的確に説明する能力等を有する人材として、一定の審査を経て登録されている方々です。市民や事業者、行政の要請に応じて中立的な立場で「化学物質」や「化学物質による環境リスク」に関する客観的な情報提供やアドバイスを行います。【パンフレット】https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/book/advisorbook_202404_A4.pdf

【化学物質管理の無料相談窓口】 期間：R6.4.1～R7.3.18

TEL: **050-5577-4862** 相談窓口：テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

受付時間 平日 10:00～17:00(12:00～13:00を除く)※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

メールでのお問合せも受け付けています。<https://technohill.co.jp/telsoudan/>

